

青森県報

第三千五百二十二号

平成二十四年
四月四日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

出先機関

- 土地改良区の役員の内任……………(県北地域) ……二
- 道路の位置の指定……………(同) ……二

告 示

青森県告示第三百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社 ゴ ルド	弘前市大字取上 三丁目九の二四	訪問看護	訪問看護 センター ゴ ルド	平成 二 四 ・ 四 ・ 一

青森県告示第三百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 ゴ ルド	弘前市大字取上 三丁目九の二四	指定居宅介護支 援事業所 ゴ ルド	弘前市大字取上 三丁目九の二四	平成 二 四 ・ 四 ・ 一
有限会社 かず さ	三戸郡階上町蒼 前西六丁目九の 一・二・七・九	居宅介護支援事 業所 かず さ	三戸郡階上町蒼 前西六丁目九の 一・二・七・八	"

青森県告示第三百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ゴ ールド	弘前市大字取上 三丁目九の二四	介護予防 訪問看護	訪問看護 サービス	弘前市大字取上 三丁目九の二四	平成 二四・四・一
氏名又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	所在地	指 定 年 月 日

青森県告示第三百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
はちのへ西脳神 経クリニック	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一五の一	平成二四・四・一

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月四日

上北地域県民局長 中 田 哲

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	鶴ヶ崎春雄	上北郡東北町字横志多三の一	平成二四・三・九

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月四日

上北地域県民局長 中 田 哲

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市深谷一丁目一六九 の九	六〇・二〇メートル	六・〇〇メートル	平成 二四・三・三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二十五円一銭
------------------------------------	--	-----------------------------